

1 議案名

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則について

2 提案理由

教育職員免許法の一部が改正され、普通免許状及び特別免許状が有効期間の定めのないものとされたことに伴い、所要の整備を行う必要がある。

教職員課

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則について

教職員課

改正の理由

教育職員免許法の一部が改正され、普通免許状及び特別免許状が有効期間の定めのないものとされたことに伴い、所要の整備を行う必要があるため。

<改正に至る経緯>

1 教育職員免許法改正

令和4年5月、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の一部が改正され、普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除することとされた（令和4年7月1日施行）。

なお、施行日時点で有効な免許状は、手続なく、有効期限のない免許状となり、失効した免許状については、都道府県教育委員会に再授与申請手続を行うことで、有効期限のない免許状の授与を受けることが可能となる。

2 教育職員免許法改正の背景

教員免許更新制（教員免許に10年間の有効期限を設ける制度で、期限前の2年間のうちに30時間以上の講習を受けて修了する必要がある。）は、その時々で教師として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることを目的として、平成21年4月より導入された。

他方、近年、社会の変化が早まり、現状の教員免許更新制は、常に教師が最新の知識技能を学び続けていくことと整合的ではなく、免許状更新講習は個別最適な学びなど今後求められる学びの姿とは方向性が異なっていることから、令和3年11月の中央教育審議会の特別部会において教員免許更新制を発展的に解消することが決定された。

<規則の改正について>

1 改正の内容

- (1) 普通免許状及び特別免許状の更新手続に関する規定及び様式を削除する。
- (2) 免許状の未更新（期限切れ）を事由として失効となった普通免許状について再授与の申請があった際、一部の書類の添付を省略する等、円滑な再授与手続を行うため、授与に関する規定を整備する等の所要の整備を行う。

施行日等

公布の日（令和4年7月12日公布予定）

条例等立案表

<p>題名 教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 教職員課</p> <p>担当者名 林 由美</p> <p>電話番号 三一二二二</p>
<p>提案理由 教育職員免許法の一部が改正され、普通免許状及び特別免許状が有効期間の定めのないものとされたことに伴い、所要の整備を行う必要がある。</p>	<p>あらまし</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 教育職員免許法の一部改正に伴い、普通免許状及び特別免許状の更新手続に係る規定を削除することとした。 二 その他所要の整備を行うこととした。 三 この規則は、公布の日から施行することとした。
<p>予算上の措置</p>	<p>関係法規 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号） 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する等の省令（令和四年文部科学省令第二十二号）</p>
<p>法令審査会 要・否</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年 月 日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（平成元年徳島県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「若しくは第二項、法附則第八項本文又は法附則第十一項本文」を「、法附則第八項又は法附則第十一項」に改め、「第六条の二第四項、第六条の三第二項、第六条の四第一項及び第六条の七第二号を除き、」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、授与権者が別に定める場合は、第二号から第七号までに掲げる書類の全部又は一部について、その提出を省略することができる。

第二条第一項第二号中「基礎資格等」を「法別表第一から別表第二の二まで、法附則第八項又は法附則第十一項に定める資格を有すること」に改め、同項第三号中「若しくは第二項」を削り、「、別表第二又は別表第二の二」を「から別表第二の二まで」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「（前号に規定する有効期間が満了した普通免許状に係るものを除く。）」を削り、同号を同項第四号とし、同項第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項第八号中「第五号までに規定する」を「第四号までに掲げる」に改め、「場合」の下に「その他これに類する場合」を加え、同号を同項第七号とし、同条第二項中「について」を「その他授与権者が別に定める者について」に改め、同条第三項中「第十六条の二第一項若しくは第二項（法第十六条の四第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」又は同条第四項を「第十六条第一項又は法第十六条の四第三項」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「（前号に規定する有効期間が満了した普通免許状に係るものを除く。）」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項第七号中「から第四号までに規定する」を「及び第三号に掲げる」に改め、同号を同項第六号とし、同条第四項中「第十七条第一項又は同条第二項において準用する法第十六条の二第二項」を「第十七条」に改め、同項第二号中「に規定する」を「の表に定める」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「（前号に規定する有効期間が満了した普通免許状に係るものを除く。）」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第六号を第五号とし、同項第七号中「から第四号までに規定する」を「及び第三号に掲げる」に改め、同号を同項第六号とし、同条第五項第六号及び同条第六項第六号中「規定する」を「掲げる」に改め、同条第七項中「附則第二条の」を「附則第二条各項の」に改め、同項第二号中「附則第二条第一項、第二項又は第三項に規定する」を「附則第二条各項に定める」に改め、同項第三号中「平成十六年改正省令附則第二条第三項の規定により願い出ようとする者にあつては、」を削り、同項第六号中「規定する」を「掲げる」に改める。

第三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、授与権者が別に定める場合は、第二号から第八号までに掲げる書類の全部又は一部について、その提出を省略することができる。

第三条第一項第三号中「又は法附則第五項、法附則第九項若しくは」を「、法附則第五

項の表、法附則第九項の表、」に、「表若しくは」を「表又は」に、「所要資格」を「資格」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「第三号」を「前号」に、「所要資格」を「資格」に改め、「及び前号に規定する有効期間が満了した普通免許状に係るもの」を削り、同号を同項第四号とし、同項中第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同項第九号中「から第五号までに規定する」を「及び第四号に掲げる」に改め、「場合」の下に「その他これに類する場合」を加え、同号を同項第八号とし、同条第二項中「第十七条第一項又は同条第二項において準用する法第十六条の二第二項」を「第十七条」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第二号」を「前号」に改め、「及び前号に規定する有効期間が満了した普通免許状に係るもの」を削り、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同項第九号中「から第四号までに規定する」を「及び第三号に掲げる」に改め、同号を同項第八号とする。

第四条第一項中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同項第九号中「規定する」を「掲げる」に改める。

第五条第一項中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改め、同条第二項中「第十七条第一項」を「第十七条」に改める。

第六条第二項第三号中「所要資格」を「資格」に改める。

第六条の二から第六条の七までの規定を削る。

第十条各号列記以外の部分及び同条第二号から第五号までの規定中「第二条第一項前段」を「第二条第一項」に改め、同条第六号を削り、同条第七号中「第二条第一項前段」を「第二条第一項」に改め、「(前号に規定する有効期間が満了した普通免許状に係るものを除く。)」を削り、同号を同条第六号とし、同条中第八号を第七号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第十一条中「第二条第一項前段」を「第二条第一項」に、「同法の」を「施行法第二条第一項の表」に、「同表の」を「施行法第二条第一項の表」に改める。

第十四条第二項中「第二条第一項前段」を「第二条第一項」に改める。

別表第五中

管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目

を

管理栄養士学校指定規則
文部省令第2号)別表
年厚生省
る教育内容に係る科目

(昭和41

第1に掲げ
に改める。

様式第十号の五から様式第十号の十三までの様式を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

改正案	現行
<p>（普通免許状の授与の出願）</p> <p>第二条 法第五条第一項、法附則第八項又は法附則第十一項の授与を願ひ出ようとする者（教育職員検定による普通免許状の授与を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる書類を徳島県教育委員会（ ）</p> <p>以下「授与権者」という。）に提出しなければならない。ただし、授与権者が別に定める場合は、第二号から第七号までに掲げる書類の全部又は一部について、その提出を省略することができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法別表第一から別表第二の二まで、法附則第八項又は法附則第十一項に定める資格を有することの証明書</p> <p>三 法第五条第一項 の規定により願ひ出ようとする者にあつては、法別表第一から別表第二の二まで に定める単位修得証明書</p> <p>（削除）</p> <p>四 現に有する普通免許状又は特別免許状の写し</p> <p>五・六 （略）</p> <p>七 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（願ひ出ようとする者の氏名又は本籍が、第二号から第四号までに掲げる 書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合その他これに類する場合に限る。）</p> <p>2 前項の場合において、願ひ出る者が小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）第二条第</p>	<p>（普通免許状の授与の出願）</p> <p>第二条 法第五条第一項若しくは第二項、法附則第八項本文又は法附則第十一項本文の規定により普通免許状の授与を願ひ出ようとする者（教育職員検定による普通免許状の授与を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる書類を徳島県教育委員会（第六条の二第四項、第六条の三第二項、第六条の四第一項及び第六条の七第二号を除き、以下「授与権者」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 基礎資格等 の証</p> <p>三 法第五条第一項若しくは第二項の規定により願ひ出ようとする者にあつては、法別表第一、別表第二又は別表第二の二に定める単位修得証明書</p> <p>四 法第五条第二項、法附則第八項本文又は法附則第十一項本文の規定により願ひ出ようとする者（教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「平成十九年改正法」という。）附則第二條第一項に規定する旧免許状所持者（以下「旧免許状所持者」という。）を除く。）にあつては、これらの規定により授与を受けようとする普通免許状に係る有効期間が満了した普通免許状及び法第七条第四項に規定する証明書（以下「修了等証明書」という。）</p> <p>五 現に有する普通免許状又は特別免許状の写し（前号に規定する有効期間が満了した普通免許状に係るものを除く。）</p> <p>六・七 （略）</p> <p>八 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（願ひ出ようとする者の氏名又は本籍が、第二号から第五号までに規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合 に限る。）</p> <p>2 前項の場合において、願ひ出る者が小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）第二条第</p>

三項の規定に該当する者であるときは、前項各号に掲げる書類のほか、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）第三条第一項各号に掲げる者又は同条第二項に規定する者に該当する者を証する書類を提出しなければならない。ただし、同法附則第二項に該当する者その他授与権者が別に定める者については、この限りでない。

3 法第十六条第一項又は法第十六条の四第三項

の規定により普通免許状の授与を願ひ出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 (略)

二 教員資格認定試験合格証明書

(削除)

三 現に有する普通免許状又は特別免許状の写し

四・五 (略)

六 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（願ひ出ようとする者の氏名又は本籍が、第二号及び第三号に掲げる書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。）

4 法第十七条

の規定により、自立教科等の特別支援学校の普通免許状の授与を願ひ出ようとする者（教育職員検定による普通免許状の授与を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 (略)

二 教員資格認定試験合格証明書又は教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号。以下「省令」という。）第六十四条第一項の表に定める資格を有する者であることの証明書

(削除)

三 現に有する普通免許状又は特別免許状の写し

四・五 (略)

三項の規定に該当する者であるときは、前項各号に掲げる書類のほか、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）第三条第一項各号に掲げる者又は同条第二項に規定する者に該当する者を証する書類を提出しなければならない。ただし、同法附則第二項に該当する者については、この限りでない。

3 法第十六条の二第二項若しくは第二項（法第十六条の四第四項において準用する場合を含む。以下この項

において同じ。）又は同条第四項の規定により普通免許状の授与を願ひ出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 (略)

二 教員資格認定試験合格証明書

三 法第十六条の二第二項の規定により願ひ出ようとする者にあつては、同項の規定により授与を受けようとする普通免許状に係る有効期間が満了した普通免許状及び修了等証明書

四 現に有する普通免許状又は特別免許状の写し（前号に規定する有効期間が満了した普通免許状に係るものを除く。）

五・六 (略)

七 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（願ひ出ようとする者の氏名又は本籍が、第二号から第四号までに規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。）

4 法第十七条第一項又は同条第二項において準用する

法第十六条の二第二項の規定により、自立教科等の特別支援学校の普通免許状の授与を願ひ出ようとする者（教育職員検定による普通免許状の授与を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 (略)

二 教員資格認定試験合格証明書又は教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号。以下「省令」という。）第六十四条第一項に規定する資格を有する者であることの証明書

三 法第十七条第二項において準用する法第十六条の二第二項の規定により願ひ出ようとする者にあつては、同項の規定により授与を受けようとする普通免許状に係る有効期間が満了した普通免許状及び修了等証明書

四 現に有する普通免許状又は特別免許状の写し（前号に規定する有効期間が満了した普通免許状に係るものを除く。）

五・六 (略)

六 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（願い出ようとする者の氏名又は本籍が、第二号及び第三号に掲げる書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。）

5 (略)

一〇五 (略)

六 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（願い出ようとする者の氏名又は本籍が、第二号及び第三号に掲げる書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。）

6 (略)

一〇五 (略)

六 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（願い出ようとする者の氏名又は本籍が、第二号及び第三号に掲げる書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。）

7 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成十六年文部科学省令第三十一号。以下「平成十六年改正省令」という。）附則第二条各項の規定により特別支援学校自立教科の普通免許状の授与を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 (略)

二 平成十六年改正省令附則第二条各項に定める資格を有する者であることの証明書

三 現に有する普通免許状又は特別免許状の写し

四・五 (略)

六 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（願い出ようとする者の氏名又は本籍が、第二号及び第三号に掲げる書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。）

(普通免許状の検定授与の出願)

第三条 法第五条第一項の規定により、教育職員検定を受け、普通免許状の授与を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。ただし、授与権者が別に定める場合は、第二号から第八号までに掲げる書類の全部又は一部について、その提出を省略することができる。

一・二 (略)

三 法別表第三から別表第八まで、法附則第五項の表、法附則第九項の表、法附則第十七項の表又は法附則第十八項に定める資格を有することの証

七 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（願い出ようとする者の氏名又は本籍が、第二号から第四号までに規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。）

5 (略)

一〇五 (略)

六 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（願い出ようとする者の氏名又は本籍が、第二号及び第三号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。）

6 (略)

一〇五 (略)

六 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（願い出ようとする者の氏名又は本籍が、第二号及び第三号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。）

7 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成十六年文部科学省令第三十一号。以下「平成十六年改正省令」という。）附則第二条の規定により特別支援学校自立教科の普通免許状の授与を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 (略)

二 平成十六年改正省令附則第二条第一項、第二項又は第三項に規定する資格を有する者であることの証明書

三 平成十六年改正省令附則第二条第三項の規定により願い出ようとする者にあつては、現に有する普通免許状又は特別免許状の写し

四・五 (略)

六 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（願い出ようとする者の氏名又は本籍が、第二号及び第三号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。）

(普通免許状の検定授与の出願)

第三条 法第五条第一項の規定により、教育職員検定を受け、普通免許状の授与を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法別表第三から別表第八まで又は法附則第五項、法附則第九項若しくは法附則第十七項の表若しくは法附則第十八項に定める所要資格を有することの証

明書

(削除)

四 現に有する普通免許状又は特別免許状の写し(前号)に規定する資格に係るものを除

く。

五〇七 (略)

八 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(願い出ようとする者の氏名又は本籍が、第三号及び第四号に掲げる書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合その他これに類する場合に限る。)

2 法第十七条

及び省令第六十四条第一項の規定により、教育職員検定を受け、自立教科等の特別支援学校の普通免許状の授与を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 (略)

二 省令第六十四条第二項の表に定める資格を有することの証明書

(削除)

三 現に有する普通免許状又は特別免許状の写し(前号)に規定する資格に係るものを除く。

四〇七 (略)

八 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(願い出ようとする者の氏名又は本籍が、第二号及び第三号に掲げる書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。)

3 (略)

(特別免許状の検定授与の出願)

第四条 法第五条第二項の規定により、教育職員検定を

明書

四 前号に規定する所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者(旧免許状所持者を除く。)にあつては、法第五条第一項の規定により授与を受けようとする普通免許状に係る有効期間が満了した普通免許状及び修了等証明書

五 現に有する普通免許状又は特別免許状の写し(第三号に規定する所要資格に係るもの及び前号に規定する有効期間が満了した普通免許状に係るものを除く。)

六〇八 (略)

九 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(願い出ようとする者の氏名又は本籍が、第三号から第五号までに規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。)

2 法第十七条第一項又は同条第二項において準用する

法第十六条の二第二項及び省令第六十四条第一項の規定により、教育職員検定を受け、自立教科等の特別支援学校の普通免許状の授与を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 (略)

二 省令第六十四条第二項の表に定める資格を有することの証明書

(削除)

三 法第十七条第二項において準用する法第十六条の二第二項の規定により願い出ようとする者にあつては、同項の規定により授与を受けようとする普通免許状に係る有効期間が満了した普通免許状及び修了等証明書

四 現に有する普通免許状又は特別免許状の写し(第二号に規定する資格に係るもの及び前号に規定する有効期間が満了した普通免許状に係るものを除く。)

五〇八 (略)

九 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(願い出ようとする者の氏名又は本籍が、第二号から第四号までに規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。)

3 (略)

(特別免許状の検定授与の出願)

第四条 法第五条第三項の規定により、教育職員検定を

受け、特別免許状の授与を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一〇八 (略)

九 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(願い出ようとする者の氏名又は本籍が、第三号及び第四号に掲げる書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。)

2 (略)

(臨時免許状の検定授与の出願)

第五条 法第五項の規定により、教育職員検定を受け、臨時免許状の授与を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一〇九 (略)

2 法第十七条及び省令第六十五条の規定により、教育職員検定を受け、自立教科等の特別支援学校の臨時免許状の授与を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一〇六 (略)

3 (略)

(特別支援学校の教員の免許状への特別支援教育領域の追加の出願)

第六条 (略)

2 法第五条の二第三項の規定により、教職員検定を受け、普通免許状に新教育領域の追加の定めを願い出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一〇二 (略)

三 法別表第七に定める資格を有することの証明書

四〇七 (略)

3 (略)

(削除)

受け、特別免許状の授与を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一〇八 (略)

九 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(願い出ようとする者の氏名又は本籍が、第三号及び第四号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。)

2 (略)

(臨時免許状の検定授与の出願)

第五条 法第六項の規定により、教育職員検定を受け、臨時免許状の授与を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一〇九 (略)

2 法第十七条第一項及び省令第六十五条の規定により、教育職員検定を受け、自立教科等の特別支援学校の臨時免許状の授与を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一〇六 (略)

3 (略)

(特別支援学校の教員の免許状への特別支援教育領域の追加の出願)

第六条 (略)

2 法第五条の二第三項の規定により、教職員検定を受け、普通免許状に新教育領域の追加の定めを願い出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一〇二 (略)

三 法別表第七に定める所要資格を有することの証明書

四〇七 (略)

3 (略)

(有効期間の更新及び延長の申請)

第六条の二 法第九条の二第二項に規定する申請書及び免許管理者が定める書類は、次に掲げる申請書及び書類とする。

一 有効期間更新申請書(様式第十号の五)

二 修了等証明書

三 有効期間の更新を受けようとする普通免許状若しくは特別免許状の写し、当該免許状の授与に係る証明書(以下「授与証明書」という。)又は前回の省令第六十一条の十に規定する証明書(以下「更新等

- 証明書」という。)の写し
- 四 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(申請しようとする者の氏名又は本籍が、前二号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。)
- 2 | 省令第六十一条の四各号に掲げる者(法第九条の第二第三項の規定による認定を受けようとする者に限る。)(が同条第一項の規定により申請する場合の同条第二項に規定する申請書及び免許管理者が定める書類は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる申請書及び書類とする。)
- 一 有効期間更新申請書(免許状更新講習受講免除に
よるもの)(様式第十号の六)
- 二 有効期間の更新を受けようとする普通免許状若しくは特別免許状の写し、当該免許状の授与証明書又は前回の更新等証明書の写し
- 三 省令第六十一条の四各号に掲げる者であることを証する書類であつて、教育長が必要と認めたもの
- 四 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(申請しようとする者の氏名又は本籍が、前二号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。)
- 3 | 省令第六十一条の九第二項に規定する申請書及び免許管理者が定める書類は、次に掲げる申請書及び書類とする。
- 一 有効期間延長申請書(様式第十号の七)
- 二 有効期間の延長をしようとする普通免許状若しくは特別免許状の写し、当該免許状の授与証明書又は前回の更新等証明書の写し
- 三 法第九条の二第五項に規定する事由(以下「延長事由」という。)に該当することを証する書類であつて、教育長が必要と認めたもの
- 四 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(申請しようとする者の氏名又は本籍が、前二号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。)
- 4 | 有効期間の延長をした者が前項の申請書に記載した延長事由が継続する期間を超えて当該延長事由が引き続き継続する見込みがある場合において、当該有効期間の変更をしようとするときは、有効期間延長変更申請書(様式第十号の八)に次に掲げる書類を添えて徳島県教育委員会に提出しなければならない。
- 一 前回の更新等証明書(有効期間の延長に係るものに限る。)(の写し)
- 二 延長事由が引き続き継続することを証する書類であつて、教育長が必要と認めたもの
- 三 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(申請しようとする

する者の氏名又は本籍が、前二号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。）

(削除)

(更新講習修了確認の申請等)

第六条の三 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第九号。以下「平成二十年改正省令」という。) 附則第九条第二項に規定する申請書及び免許管理者が定める書類は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める申請書及び同表の下欄に定める書類とする。

区分	申請書	免許管理者が定める書類
平成二十年改正省令附則第九条第一号に掲げる事項	更新講習修了確認申請書(様式第十号の九)	<ul style="list-style-type: none"> 一 修了等証明書 二 現に有する普通免許状若しくは特別免許状の写し、当該免許状の授与証明書又は前回の平成二十年改正省令附則第十五条に規定する証明書(以下「修了確認等証明書」という。)の写し 三 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(申請しようとする者の氏名又は本籍が、前二号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。)
平成二十年改正省令附則第九条第一号に掲げる事項	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号) 附則第二條第三項第三号の確認申請書(様式第十号の	<ul style="list-style-type: none"> 一 修了等証明書 二 現に有する普通免許状若しくは特別免許状の写し、当該免許状の授与証明書又は前回の修了確認等証明書の写し 三 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(申請しようとする者の氏名又は本籍が、前二号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。)

	<p>平成二 十年改 正省令 附則第 九条第 一項第 三号に 掲げる 事項</p>	<p>十) 修了確認期 限延期申請 書(様式第 十号の十一)</p> <p>一 現に有する普通免許状 若しくは特別免許状の写 し、当該免許状の授与証 明書又は前回の修了確認 等証明書の写し</p> <p>二 平成十九年改正法附則 第二条第四項に規定する 事由(以下「延期事由」 という。)があることを 証する書類であつて、教 育長が必要と認めたもの</p> <p>三 戸籍抄本又は戸籍記載 事項証明書(申請しよ うとする者の氏名又は本籍 が、前二号に規定する書 類に記載されている当該 者の氏名又は本籍と異な っている場合に限る。)</p>
<p>平成二 十年改 正省令 附則第 九条第 一項第 四号に 掲げる 事項</p>	<p>免許状更新 講習免除申 請書(様式 第十号の十 二)</p>	<p>一 現に有する普通免許状 若しくは特別免許状の写 し、当該免許状の授与証 明書又は前回の修了確認 等証明書の写し</p> <p>二 平成二十年改正省令附 則第十条第一項各号に掲 げる者であることを証す る書類であつて、教育長 が必要と認めたもの</p> <p>三 戸籍抄本又は戸籍記載 事項証明書(申請しよ うとする者の氏名又は本籍 が、前二号に規定する書 類に記載されている当該 者の氏名又は本籍と異な っている場合に限る。)</p>

2]

修了確認期限の延期をした者が前項の申請書に記載した延期事由が継続する期間を超えて当該延期事由が引き続き継続する見込みがある場合において、当該修了確認期限の変更をしようとするときは、修了確認期限延期変更申請書(様式第十号の十三)に次に掲げる

書類を添えて徳島県教育委員会に提出しなければならない。
一 前回の修了確認等証明書（修了確認期限の延期に係るものに限る。）の写し
二 延期事由が引き続き継続することを証する書類であつて、教育長が必要と認めたもの
三 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（申請しようとする者の氏名又は本籍が、前二号に規定する書類に記載されている当該者の氏名又は本籍と異なっている場合に限る。）

（削除）

（免許状更新講習を受講できる者）

第六条の四 免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号。以下「更新講習規則」という。）第九條第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、県又は県内の市町村（以下「県市町村」という。）が設置する学校の教育職員として任命された者（以下「公立学校の教育職員として任命されたことのある者」という。）のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き徳島県教育委員会の事務局（徳島県部等設置条例（昭和五十七年徳島県条例第一号）第二条第四号二に掲げる事務を分掌する内部部局を含む。）又は市町村教育委員会の事務局（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより市町村長が同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた市町村にあつては、当該事務を分掌する内部部局を含む。）（以下「県市町村教育委員会の事務局」という。）の職員として在職している者（教育長が別に定める者を除く。）とする。

2 更新講習規則第九條第一項第三号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き国、県市町村又は国立大学法人鳴門教育大学（以下「国等」という。）の職員として在職している者（教育長が別に定める者を除く。）

二 県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人の理事
三 県内の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事

（削除）

（更新講習修了確認を受けなければならない者）

第六条の五 平成二十年改正省令附則第三条第二号に規

定する免許管理者が定める者は、公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き県市町村教育委員会の事務局の職員として在職している者（教育長が別に定める者を除く。）とする。

- 2| 平成二十年改正省令附則第三条第三号に規定する免許管理者が定める者は、公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き県市町村又は国立大学法人鳴門教育大学（以下「県等」という。）の職員として在職している者（教育長が別に定める者を除く。）とする。

（削除）

（県市町村教育委員会の事務局等の免除対象者）

- 第六条の六 省令第六十一条の四第二号に規定する免許管理者が定める者は、公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き県市町村教育委員会の事務局の職員として在職している者（教育長が別に定める者を除く。）とする。

- 2| 省令第六十一条の四第四号に規定する免許管理者が定める者は、公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き国等の職員として在職している者（教育長が別に定める者を除く。）とする。

- 3| 平成二十年改正省令附則第十条第二号に規定する免許管理者が定める者は、公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き県市町村教育委員会の事務局の職員として在職している者（教育長が別に定める者を除く。）とする。

- 4| 平成二十年改正省令附則第十条第四号に規定する免許管理者が定める者は、公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き県等の職員として在職している者（教育長が別に定める者を除く。）とする。

（削除）

（免許管理者が指定する表彰等）

第六条の七 省令第六十一条の四第五号及び平成二十年改正省令第十条第五号に規定する表彰は、次に掲げる者が行う表彰等（免許状の有効期間の満了の日又は修了確認期限までの十年間になされたものに限る。）であつて、教育長が別に定める表彰等とする。

- 一 文部科学大臣
- 二 徳島県教育委員会

(施行法の規定による免許状の検定授与の出願)

第十条 施行法第二条第一項 の規定により、教育職員検定を受け、免許状の授与を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならぬ。

一 (略)

二 施行法第二条第一項 の表各号のいずれかの上欄に掲げる者であることの証明書

三 施行法第二条第一項 の表第二十号から第二十号の四までの規定により免許状の授与を受けようとする者にあつては、最終学校の卒業証明書又は修了証明書

四 施行法第二条第一項 の表の上欄に掲げる学校等を卒業し、又は修了した者にあつては、当該学校等の成績証明書

五 中学校又は高等学校の教員の免許状の授与を受けようとする者(施行法第二条第一項 の表第二十号から第二十号の上欄に掲げる者を除く。

一)にあつては、授与を受けようとする免許状の教科について、成績が良好である旨の出身学校長又は実務証明責任者の証明書

(削除)

六 施行法第二条第一項 の規定により普通免許状の授与を願い出ようとする者にあつては、現に有する普通免許状又は特別免許状の写し

七(十一) (略)

(施行法の規定により授与する免許状の教科)

第十一条 施行法第二条第一項 の規定により授与を受けることができる中学校又は高等学校の教員の免許状の教科は、法第四条第五項に掲げる教科のうち、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の相当下欄に定める教科とする。

三 前二号に掲げる者に準ずる者として教育長が別に定める者

(施行法の規定による免許状の検定授与の出願)

第十条 施行法第二条第一項前段の規定により、教育職員検定を受け、免許状の授与を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならぬ。

一 (略)

二 施行法第二条第一項前段の表各号のいずれかの上欄に掲げる者であることの証明書

三 施行法第二条第一項前段の表第二十号から第二十号の四までの規定により免許状の授与を受けようとする者にあつては、最終学校の卒業証明書又は修了証明書

四 施行法第二条第一項前段の表の上欄に掲げる学校等を卒業し、又は修了した者にあつては、当該学校等の成績証明書

五 中学校又は高等学校の教員の免許状の授与を受けようとする者(施行法第二条第一項前段の表第二十号から第二十号の上欄に掲げる者を除く。

一)にあつては、授与を受けようとする免許状の教科について、成績が良好である旨の出身学校長又は実務証明責任者の証明書

六 施行法第二条第一項前段の表の上欄各号に掲げる者になつた日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者(旧免許状所持者を除く。)であつて、同項の規定により普通免許状の授与を願い出ようとするものにあつては、当該普通免許状に係る有効期間が満了した普通免許状及び修了等証明書

七 施行法第二条第一項前段の規定により普通免許状の授与を願い出ようとする者にあつては、現に有する普通免許状又は特別免許状の写し(前号に規定する有効期間が満了した普通免許状に係るものを除く。)

八(十二) (略)

(施行法の規定により授与する免許状の教科)

第十一条 施行法第二条第一項前段の規定により授与を受けることができる中学校又は高等学校の教員の免許状の教科は、法第四条第五項に掲げる教科のうち、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の相当下欄に定める教科とする。

区分	教科
<p>施行法第二条第一項の表第一号から第七号の二まで、第十二号、第十四号から第十五号の二まで、第十七号又は第二十五号の規定により免許状の授与を受けようとする者</p>	<p>成績が良好である旨の出身学校長又は実務証明責任者の証明のある教科</p>
<p>施行法第二条第一項の表第七号の三、第九号、第十号、第十六号、第十八号又は第十九号の規定により免許状の授与を受けようとする者</p>	<p>教育成績が良好である旨の実務証明責任者の証明のある教科</p>
<p>施行法第二条第一項の表第十三号の規定により免許状の授与を受けようとする者</p>	<p>学位論文に關係のある教科又は教育成績が良好な旨の実務証明責任者の証明のある教科</p>
<p>施行法第二条第一項の表第二十号又は第二十号の二の規定により免許状の授与を受けようとする者</p>	<p>中学校教員の免許状にあつては職業、高等学校教員の免許状にあつては工業</p>
<p>施行法第二条第一項の表第二十号の三から第二十号の五までの規定により免許状の授与を受けようとする者</p>	<p>中学校教員の免許状にあつては職業、高等学校教員の免許状にあつては商船</p>

(免許状の様式)

第十四条 (略)

2 教育職員免許法施行法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十七号) 第九条第二項の規定による臨時免許状の様式は、施行法第一条第三項により交付するときの様式第十九号、施行法第二条第一項の規定により授与するときの様式第二十号とする。

区分	教科
<p>施行法第二条第一項前段の表第一号から第七号の二まで、第十二号、第十四号から第十五号の二まで、第十七号又は第二十五号の規定により免許状の授与を受けようとする者</p>	<p>成績が良好である旨の出身学校長又は実務証明責任者の証明のある教科</p>
<p>同法の第七号の三、第九号、第十号、第十六号、第十八号又は第十九号の規定により免許状の授与を受けようとする者</p>	<p>教育成績が良好である旨の実務証明責任者の証明のある教科</p>
<p>同表の第十三号の規定により免許状の授与を受けようとする者</p>	<p>学位論文に關係のある教科又は教育成績が良好な旨の実務証明責任者の証明のある教科</p>
<p>同表の第二十号又は第二十号の二の規定により免許状の授与を受けようとする者</p>	<p>中学校教員の免許状にあつては職業、高等学校教員の免許状にあつては工業</p>
<p>同表の第二十号の三から第二十号の五までの規定により免許状の授与を受けようとする者</p>	<p>中学校教員の免許状にあつては職業、高等学校教員の免許状にあつては商船</p>

(免許状の様式)

第十四条 (略)

2 教育職員免許法施行法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十七号) 第九条第二項の規定による臨時免許状の様式は、施行法第一条第三項により交付するときの様式第十九号、施行法第二条第一項前段の規定により授与するときの様式第二十号とする。

別表第5 (第7条関係)

法別表第6の2の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

免許状の種類	栄養教諭1種免許状	
法別表第6の2備考	非該当	該当
(略)		
管理栄養士学校指定規則 (昭和41年 <u>文部省令</u> 第2号) 別表第1に掲げる教育内容に係る科目	(略)	
(略)		

備考 (略)

別表第5 (第7条関係)

法別表第6の2の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

免許状の種類	栄養教諭1種免許状	
法別表第6の2備考	非該当	該当
(略)		
管理栄養士学校指定規則 _____ 別表 _____ 第1に掲げる教育内容に係る科目	(略)	
(略)		

備考 (略)

(削除)

様式第10号の5(第6条の2関係)

(表)
有効期間更新申請書

徳島県収入証紙

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日生
勤務(予定)校・機関	職名	
現住所	(電話)	本籍地

※勤務(予定)校・機関及び職名は、記載できない場合は不要。

私は、次の免許状の有効期間の更新を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

【更新しようとする免許状】

免許状の種類及 び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載 の氏名	免許状に記載 の本籍地

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考

- 更新しようとする免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書又は有効期間更新証明書(有効期間が延長されている場合は有効期間延長証明書)の写しのいずれかを添付してください。
- 更新しようとする免許状が上記以外にある場合、残余の免許状については、別紙に記入してください。

【修了又は履修した免許状更新講習】

領域	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	
選択領域		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考

- 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付してください。
- 「対象免許種」には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教諭)免許状に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入してください(複数に○印を記載することも可能)。
- 平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入してください。

(削除)

様式第10号の6(第6条の2関係)

(表)

有効期間更新申請書(免許状更新講習受講免除によるもの)

徳島県収入証紙

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日生
勤務(予定)校・機関	職名	
現住所	(電話)	本籍地

※勤務(予定)校・機関及び職名は、記載できない場合は不要。

私は、次の1の免除事由に該当するため、免許状更新講習の受講を免除の上で次の2の免許状の有効期間の更新を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

1 免除事由：

※表彰を受けたことによる場合には表彰を行った主体・表彰を受けた時期も記述すること。

2 更新しようとする免許状

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考

- 1 更新しようとする免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書又は有効期間更新証明書(有効期間が延長されている場合は有効期間延長証明書)の写しのいずれかを添付してください。
- 2 更新しようとする免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、別紙に記入してください。

【証明者記入欄】※ 1の免除事由に該当することの証明のため、ご記入ください。

この者は、教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者に該当する。

年 月 日

(証明者名)

(削除)

様式第10号の7(第6条の2関係)

(表)
有効期間延長申請書

徳島県収入証紙

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日生
勤務(予定)校・機関	職名	
現住所	(電話)	本籍地

私は、次の1の延長事由に該当するため、次の2の免許状の有効期間について 年 月 日まで延長を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

1 延長事由：

※延長事由については、休職等の期間についても記入すること。

2 延長しようとする免許状

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考

- 1 延長しようとする免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書又は有効期間更新証明書(有効期間が延長されている場合は、有効期間延長証明書)の写しのいずれかを添付してください。
- 2 延長しようとする免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、別紙に記入してください。

3 延長前の有効期間：

【証明者記入欄】※ 1の延長事由に該当することの証明のためご記入ください。

この者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第9条の2第5項に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日

(証明者名)

(削除)

様式第10号の8(第6条の2関係)

(表)

有効期間延長変更申請書

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日生
勤務(予定)校・機関	職名	
現住所	(電話)	本籍地

私は、次の1の延長事由が継続するため、次の2の免許状の有効期間について 年 月 日まで延長の変更をしたいので、必要書類を添えて申請します。

1 延長事由：

※延長事由については、休職等の期間についても記入すること。

2 延長の変更をしようとする免許状

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考

- 1 有効期間延長証明書を添付してください。
- 2 延長しようとする免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、別紙に記入してください。

3 変更前の有効期間：

【証明者記入欄】※ 1の延長事由が継続することの証明のためご記入ください。

この者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第9条の2第5項に規定する事由が継続することを証明する。

年 月 日

(証明者名)

(削除)

様式第10号の9(第6条の3関係)

(表)
更新講習修了確認申請書

徳島県収入証紙

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日生
勤務(予定)校・機関	職名	
現住所	(電話)	本籍地

※勤務(予定)校・機関及び職名は、記載できない場合は不要。

私は、更新講習修了確認を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

【有する免許状】

免許状の種類及 び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載 の氏名	免許状に記載 の本籍地

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考

- 1 所有している免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書の写し又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書(前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書)の写しのいずれかを添付してください。
- 2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、別紙に記入してください。

【修了又は履修した免許状更新講習】

領域	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	/
選択必修領域		年 月 日	/
選択領域		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考

- 1 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付してください。
- 2 「対象免許種」には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教諭)免許状に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入してください(複数に○印を記載することも可能)。
- 3 平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入してください。

(削除)

様式第10号の10(第6条の3関係)

(表)

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認申請書

徳島県収入証紙

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日生
勤務(予定)校・機関		
現住所	(電話)	本籍地

※勤務(予定)校・機関は、記載できない場合は不要。

私は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号に規定する確認を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

【有する免許状】

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考

- 1 所有している免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書の写し又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書(前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書)の写しのいずれかを添付してください。
- 2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、別紙に記入してください。

【修了又は履修した免許状更新講習】

領域	開設者	修了(履修)年月日
必修領域		年 月 日
選択必修領域		年 月 日
選択領域		年 月 日 年 月 日 年 月 日

備考

- 1 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付してください。
- 2 平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入してください。

(削除)

様式第10号の11(第6条の3関係)

(表)
修了確認期限延期申請書

徳島県収入証紙

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日生
勤務校・機関	職名	
現住所	(電話)	本籍地

私は、次の1の延期事由に該当するため、年 月 日まで修了確認期限の延期を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

1 延期事由：

※延期事由については、休職等の期間についても記入すること。

2 有する免許状

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考

- 1 所有している免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書の写し又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書(前回は免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書)の写しのいずれかを添付してください。
- 2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、別紙に記入してください。
- 3 延期前の修了確認期限： 年 月 日

〔証明者記入欄〕※ 1の延期事由に該当することの証明のためご記入ください。

この者は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第4項に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日

(証明者名)

(削除)

様式第10号の12(第6条の3関係)

(表)

免許状更新講習免除申請書

徳島県収入証紙

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日生
勤務校・機関	職名	
現住所	(電話)	本籍地

私は、次の1の免除事由に該当するため、免許状更新講習の受講の免除を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

1 免除事由：

※ 表彰を受けたことによる場合には表彰を行った主体・表彰を受けた時期も記載すること。

2 有する免許状

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考

- 1 所有している免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書の写し又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書(前回は免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書)の写しのいずれかを添付してください。
- 2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、別紙に記入してください。

[証明者記入欄] ※ 1の免除事由に該当することの証明のためご記入ください。

この者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第10条第1項に規定する者に該当する。

年 月 日

(証明者名)

(削除)

様式第10号の13(第6条の3関係)

(表)
修了確認期限延期変更申請書

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日生
勤務校・機関	職名	
現住所	(電話)	本籍地

私は、次の1の延期事由が継続するため、年 月 日まで修了確認期限の延期の変更をしたいので、必要書類を添えて申請します。

1 延期事由：

※延期事由については、休職等の期間についても記入すること。

2 有する免許状

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考

- 1 修了確認期限延期証明書を添付してください。
- 2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、別紙に記入してください。
- 3 変更前の修了確認期限： 年 月 日

【証明者記入欄】※ 1の延期事由が継続することの証明のためご記入ください。

この者は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第4項に規定する事由が継続することを証明する。

年 月 日

(証明者名)

令和4年7月1日以降の教員免許状の扱いについて

※改正教育職員免許法施行時

- 施行日時点で有効な教員免許状（**休眠状態のものを含む**）は、**手続なく、有効期限のない免許状となる。**
- 施行日前に有効期限を超過した教員免許状の扱いは次のとおり。

新・旧の別 (注1)	現職教師 (注2)	非現職教師 (ペーパーティーチャー等)
新免許状	失効	失効
旧免許状	失効	休眠

※失効した免許状については、都道府県教育委員会に再授与申請手続（注3）を行うことで、有効期限のない免許状の授与を受けることが可能。（注4）

（注1）新免許状、旧免許状の別は以下のとおり。

新免許状：更新制導入後（平成21年4月1日以降）に初めて免許状の授与を受けた者が保有する免許状

旧免許状：更新制導入前（平成21年3月31日以前）に初めて免許状の授与を受けた者が保有する免許状

※旧免許状保有者が更新制導入後に新たに他の免許状の授与を受けた場合、新たに授与されたものも含め、「旧免許状」として取り扱われる。

このため、同一の者が新・旧免許状を両方保有することはない。

（例：平成21年3月31日以前に中学校教諭免許状を取得し、平成21年4月1日以降に小学校教諭免許状を取得した場合など）

（注2）「現職」「非現職」の判定時点は、有効期限の日現在。「現職教師」には、産休・育休中の者等も含む。

（注3）再授与申請手続に必要な書類等については、各都道府県教育委員会が定めている。

（注4）極めて例外的なケース（平成12年の教育職員免許法改正に伴う経過措置により授与された免許状）については、免許状が再授与されない場合がある。

教育職員免許状出願書類一覧表

参考資料2

事項	書類	教育職員免許状授与願		履歴書	卒業（修了）証明書	学力に関する証明書	教員資格認定試験合格証明書	免許状の写し	保健師・看護師等の免許証の写し	実務（実地の経験及び技術に関する証明書） （実地に関する証明書）	人物に関する証明書	身体に関する証明書	宣誓書	成績証明書	海技免許・無線通信士免許証の写し	推薦書	介護等の体験に関する証明書	理由書及び教科に関する証明書	その他必要とする書類		
		普通・特別	臨時																		
手数料	貼付する収入証紙の金額（円）	3,300	5,000	3,400																	
教育委員会規則の様式番号		1	4		2						5	6	3			7		9			
普通免許状	大学又は教員養成機関を卒業して申請する場合	法別表第1	○		○	○	○	☆		☆			○					☆		☆	
	教員資格認定試験に合格して申請する場合	法別表第2,2の2	○		○	○	○	☆	☆				○							☆	
	在職年数と単位により申請する場合	法別表第3,5,6,6の2,7,8		○		○		○		○	○	○	○								☆
	同一校種その他教科の免許状を申請する場合	法別表第4		○		○		○		○	○	○	○								☆
	15年以上の在職年数により申請する場合	昭63改正法附則第10項		○		○		○		○	○	○	○								☆
特別免許状の授与			○		○	○			☆	○	○	○	○	○	○		○				☆
臨時免許状の授与				○	○	○			○	☆	○	○	○	○	○					○	☆
施行法の規定により免許状の申請をする場合（無線・海技免許所有資格等）		施行法第2条		○		○		☆		○	○	○	○	○	○					☆	

注 ☆は、当該条項及び所要資格等により必要とする場合があります。
 宣誓書については、徳島県内の公立学校の現職教諭は提出不要です。